

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査等の進め方に関する面談

2. 日 時：令和4年1月18日（火）9：00～9：40

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、来住管理官補佐、小多係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 奥田部長 他1名

#### 5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、資料に基づき、機構における核燃料物質使用変更許可申請の合理化について説明があった。

これに対し、規制庁からは主に以下の点を指摘した。

- ・核燃料物質使用変更許可申請と保安規定変更認可申請を拠点単位で一定の時期にまとめて申請することで、事務手続きの合理化は期待できるが、一方で、一部の施設の審査が進まないことにより全体の審査スケジュールに影響をきたす可能性もある。プライオリティを今まで以上に意識して申請時期を調整していただく必要がある。
- ・審査が進まないことの原因は、これまでの実績から、申請者側と審査側のコミュニケーション不足に因るものが多い。双方で認識の齟齬が原因で審査が進まないことが散見されるため、審査側からの確認事項の意図を十分に理解し、申請者側が迅速に対応するためのコミュニケーションが重要。
- ・機構における使用施設の審査における論点や規制庁からの指摘事項について、ある拠点に伝えたことが別の拠点には伝わっていないことがあった。審査の問題意識やこれらの議論については、共通的な内容が含まれることから、機構内での水平展開を今一度お願いしたい。

これに対し、機構から、以下の回答があった。

- ・今回の提案も含めて、申請のプライオリティ付けや申請の時期についてもよく調整し、双方がより合理的に審査を進められるよう努める。
- ・機構本部で拠点全体をグリップして、問題認識に齟齬がある点は、審査の早い段階で解消していきたい。また、一部の施設の審査が進まないことにより全体の審査スケジュールに影響をきたす可能性がある場合は、部分的に取り下げることも含めて検討していく。
- ・規制庁からの問題意識については、議事メモとして共有するほか、審査対応者が集まって意見交換をする機会を設けるなどしているが、組織に浸透していないのが現状。現在は、指摘事項をリスト化し、それが申請に反映されているかをチェックする取組みを実施している。

#### 6. 配付資料

資料 核燃料物質使用変更許可申請の合理化について

以上